

市長		副 市 長		部 長		課 長		係 長		係		設計者	
----	--	-------------	--	--------	--	--------	--	--------	--	---	--	-----	--

令和7年度 防災・安全交付金事業 管路施設点検調査業務委託 閲覧設計書

市内一円

設 計 大 要	施 工 方 法	委託
マンホール目視調査工 N=42基		
本管テレビカメラ調査工 L=3,021m	起工予定年月日	令和 年 月 日
報告書作成工 N=1式	竣工予定年月日	令和 8年 3月 20日

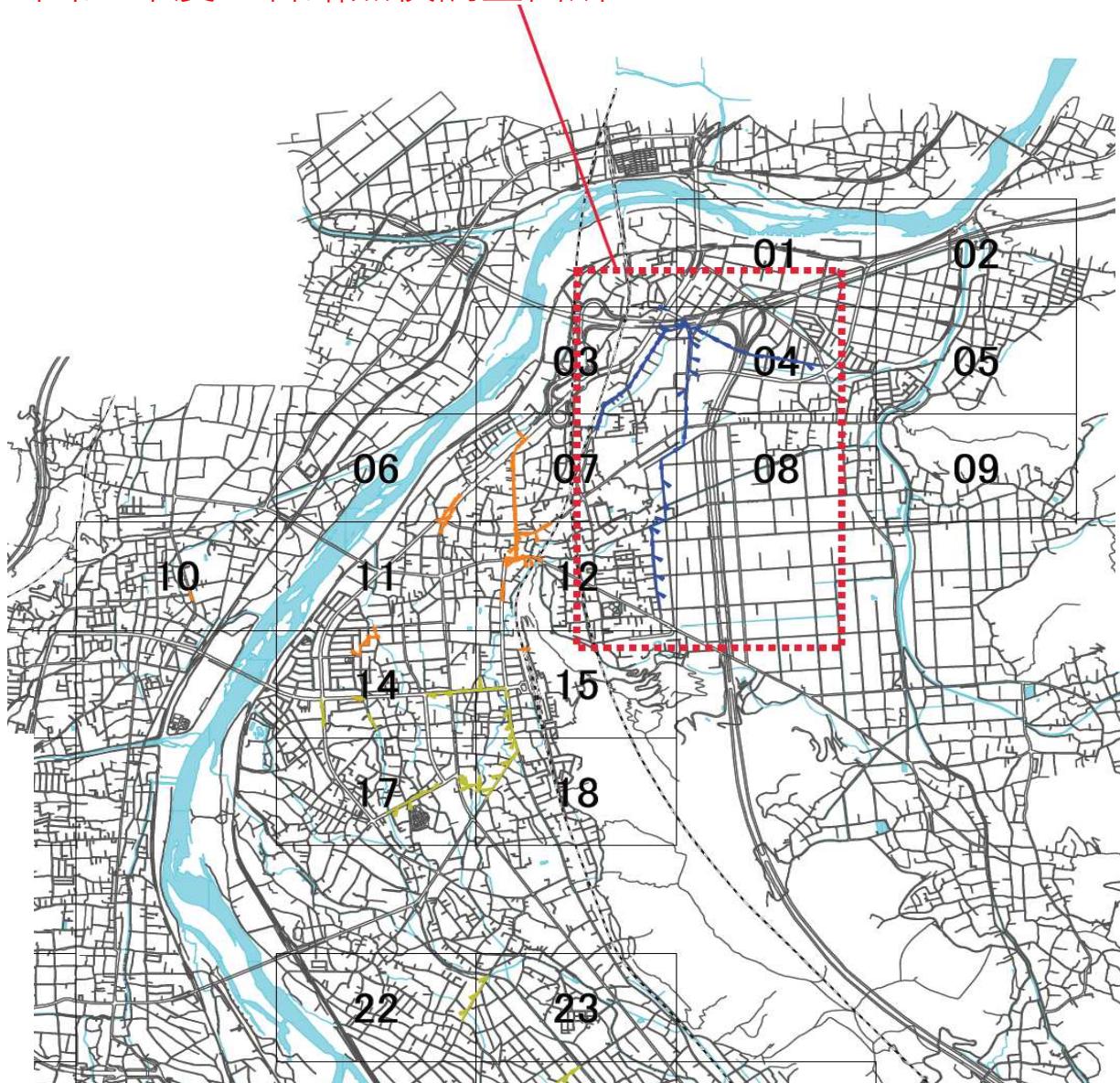
設 計 用 紙

千曲市

位置図



令和7年度 管路点検調査箇所



起工理由

委託積算額	円
委託価格	円
消費税相当額	円

内訳

設計用紙

千曲市

総括情報表

実施設計単価表等の適用日:令和7年11月1日

※報告書作成工の費用は共通仮設费率の対象額に含みません。

※諸経費の計算は内訳書摘要欄を参照してください。

※共通仮設費及び現場管理費は千円単位です。

内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 別	単位	数量	単価	金 額	摘 要
直接作業費								
	視覚調査工							
		マンホール 目視調査工		基	42			単価第1号表
		本管テレビカメラ 調 査 工		m	3,021			単価第3号表
	管きよ洗浄工							
		管きよ洗浄工		m	3,021			単価第5号表
	報告書作成工							
		マンホール 目視調査工		基	42			a 単価第8号表
		本管テレビカメラ調査工 小口径直視側視式		m	3,021			b 単価第9号表
	交通管理工							
		交通誘導警備員		式	1			単価第10号表

【 内 訳 書 千 曲 市 役 所 】

内 訳 書

費 目	工 種	種 別	細 目	単位	数量	単価	金 額	摘 要
直接作業費計								A
	共通仮設費							
		共通仮設費率分		式	1			B:(A-a-b)×(0.0817*1.3)
	共通仮設費計							
純 作 業 費 計								C:A+B
	現 場 管 理 費			式	1			D:C×(0.3980*1.1+0.0110)
作 業 原 價 計								E:C+D
	一 般 管 理 費			式	1			F:E×0.2291+E×0.0004-端数
作 業 價 格 計								G:E+F (万単位)
消費税相当額				%	10			
作 業 費 計								

【 内 訳 書 千 曲 市 役 所 】

マンホール目視調査工

工種明細表(

金也

)

1基当たり

ライトバン運転工

工種明細表 (

金

円也 1.5lL 56kW

)

1日当たり

本管テレビカメラ調査工 金

工種明細表(

)

1m当たり

テレビカメラ車運転工 工種明細表 ()
金 円也 本管工 2t 98kW 1日当たり

管きよ洗浄工

工種明細表 ()

金

四也

)

1m当たり

高压洗浄車運転工

工種明細表 ()

金

円也

4 t 1 4 7 kW

1日当たり

給水車運転工

工種明細表 (

金

円也 4 t 132 kW

1日当たり

報告書作成工 マンホール目視調査工 工種明細表 ()
金 円也 1基当たり

報告書作成工 本管テレビカメラ調査工 工種明細表 ()
金 円也 1m当たり

名 称	品 種	形 状 尺 法		員 数	单 位 数 量	单 位	数 量	单 価	金 額	摘 要
		長	厚 巾							
管理主任技師	技師(A)相当					人	0.3			
管 理 技 士	測量主任技師 相 当					人	1			
管路調査技師	測量技師相当					人	1			
管路調査技師補	測量技師補相当					日	1			
諸 雜 費						%	5			(労)×率
計										1日当たり
計										1m当たり ÷ 560m/日

交通警備員

工種明細表 ()

金

円也

)

1式当たり

令和7年度 一般施設 マンホール・蓋の調査施設一覧表

ugid	人孔名称	地盤高	施工年度	歩道占用	緊急輸送路	腐食環境下	調査年度
1999	小口径人孔	355.38	2000				2025
2001	小口径人孔	355.50	2000				2025
2002	1号人孔	355.73	2000				2025
2000	1号人孔	355.41	2000				2025
3831	1号人孔	356.42	2001				2025
3827	1号人孔	356.36	2001				2025
3804	1号人孔	356.59	2001				2025
3787	1号人孔	356.87	2001				2025
2093	1号人孔	357.14	2000				2025
2103	1号人孔	357.30	2000				2025
2088	1号人孔	356.88	2000				2025
1655	1号人孔	357.06	1998				2025
1654	1号人孔	356.99	1998				2025
1642	1号人孔	356.63	1998				2025
2014	1号人孔	354.92	2000				2025
1994	1号人孔	355.29	2000				2025
1997	1号人孔	355.27	2000				2025
1992	1号人孔	354.97	2000				2025
1991	1号人孔	355.06	2000				2025
1993	1号人孔	355.24	2002				2025
785	1号人孔	355.63	1997		1		2025
2008	1号人孔	354.65	2000				2025
2012	1号人孔	354.84	2000				2025
2013	1号人孔	354.84	2000				2025
2009	2号人孔	354.89	2000				2025
2007	2号人孔	354.63	2000				2025
794	真形人孔	355.61	1997		1		2025
1653	1号人孔	356.69	1998				2025
1649	1号人孔	356.70	1998				2025
1650	1号人孔	357.09	1998				2025
1648	1号人孔	356.67	1998				2025
2004	1号人孔	354.89	2002				2025
1652	1号人孔	355.04	1998				2025
2005	1号人孔	354.52	2000				2025
5443	1号人孔	354.48	2000				2025
5474	1号人孔	354.54	2000				2025
1644	1号人孔	355.18	1998				2025
2006	1号人孔	354.56	2000				2025
1645	1号人孔	356.19	1998				2025
1646	1号人孔	356.39	1998				2025

令和7年度 一般施設 マンホール・蓋の調査施設一覧表

令和7年度 一般施設 マンホール・蓋の調査施設一覧表							
ugid	人孔名称	地盤高	施工年度	歩道占用	緊急輸送路	腐食環境下	調査年度
1647	2号人孔	356.57	1998				2025
1651	真形人孔	355.11	1998	1			2025
令和7年度 一般施設 マンホール・蓋の調査箇所 合計					42	箇所	

令和7年度 テレビカメラ調査管渠一覧表													
ugid	管渠番号	排水区処理	管渠名称	施工年度	延長(m)	勾配(%)	管種	管径	上流管底高	下流管底高	重要施設	腐食環境下	調査年度
2134	4373	更埴処理区（流域幹線）	枝線管渠	2000	44.0	3.0	H P	200	353.45	353.32	1		2025
2136	903977	更埴処理区（流域幹線）	枝線管渠	2000	48.0	2.8	H P	200	353.05	352.92	1		2025
2135	4373	更埴処理区（流域幹線）	枝終管渠	2000	45.0	2.9	H P	200	353.32	353.19	1		2025
2137	903977	更埴処理区（流域幹線）	枝終管渠	2000	48.0	3.1	H P	200	352.92	352.77	1		2025
3768	4229	更埴処理区（流域幹線）	幹終管渠	2001	113.0	3.3	H P	300	352.32	351.94	1		2025
3773	4231	更埴処理区（流域幹線）	幹終管渠	2001	104.0	3.7	H P	300	351.93	351.54	1		2025
3744	862005	更埴処理区（流域幹線）	幹終管渠	2001	118.8	3.4	H P	300	351.08	350.68	1		2025
3749	4233	更埴処理区（流域幹線）	幹終管渠	2001	116.5	3.4	H P	300	351.50	351.10	1		2025
1988	4286	更埴処理区（流域幹線）	幹終管渠	2000	97.0	3.5	H P	350	350.39	350.05	1		2025
2002	4288	更埴処理区（流域幹線）	幹終管渠	2000	124.1	3.0	H P	350	349.99	349.62	1		2025
2162	861974	更埴処理区（流域幹線）	幹終管渠	2000	57.9	3.5	H P	350	350.61	350.41	1		2025
1640	877710	更埴処理区（流域幹線）	幹終管渠	1998	125.0	2.9	H P	350	349.17	348.80	1		2025
1641	877738	更埴処理区（流域幹線）	幹終管渠	1998	153.4	2.9	H P	350	348.74	348.30	1		2025
1643	4290	更埴処理区（流域幹線）	幹終管渠	1998	125.0	3.1	H P	350	349.58	349.18	1		2025
2144	906169	更埴処理区（流域幹線）	枝線管渠	2000	70.5	2.7	H P	200	352.35	352.16	1		2025
2139	904036	更埴処理区（流域幹線）	枝線管渠	2000	30.5	2.4	H P	200	352.74	352.67	1		2025
2146	906228	更埴処理区（流域幹線）	枝終管渠	2000	67.7	2.8	H P	200	351.90	351.70	1		2025
2143	904158	更埴処理区（流域幹線）	枝終管渠	2000	55.0	3.1	H P	200	352.54	352.37	1		2025
2140	904097	更埴処理区（流域幹線）	枝終管渠	2000	31.5	3.5	H P	200	352.67	352.56	1		2025
2145	906169	更埴処理区（流域幹線）	枝終管渠	2000	71.3	2.8	H P	200	352.13	351.93	1		2025
2147	4383	更埴処理区（流域幹線）	枝終管渠	2000	62.1	2.4	H P	250	351.63	351.49	1		2025
2153	909150	更埴処理区（流域幹線）	枝線管渠	2000	16.1	2.5	H P	500	350.81	350.77	1		2025
2154	909150	更埴処理区（流域幹線）	枝線管渠	2000	20.0	2.4	H P	500	350.75	350.70	1		2025
2148	4385	更埴処理区（流域幹線）	枝線管渠	2000	54.0	3.0	H P	350	351.39	351.23	1		2025
2150	909091	更埴処理区（流域幹線）	枝終管渠	2000	30.9	2.5	H P	500	350.91	350.83	1		2025
2149	4385	更埴処理区（流域幹線）	枝終管渠	2000	54.0	2.9	H P	350	351.21	351.06	1		2025
782	4045	更埴処理区（流域幹線）	幹終管渠	1997	30.2	2.6	H P	450	351.02	350.95	1		2025
2155	909150	更埴処理区（流域幹線）	枝線管渠	2000	24.0	2.1	H P	500	350.70	350.64	1		2025
2156	909150	更埴処理区（流域幹線）	枝終管渠	2000	69.1	2.5	H P	500	350.63	350.46	1		2025
2157	4393	更埴処理区（流域幹線）	枝終管渠	2000	28.5	2.6	H P	500	350.43	350.35	1		2025
1632	4318	更埴処理区（流域幹線）	幹終管渠	1998	90.0	3.1	H P	350	347.91	347.63	1		2025
1633	4322	更埴処理区（流域幹線）	幹終管渠	1998	84.5	3.4	H P	350	347.61	347.32	1		2025
1636	4394	更埴処理区（流域幹線）	幹終管渠	1998	76.0	1.7	H P	450	344.84	344.71	1		2025
5468	4194	更埴処理区（流域幹線）	幹終管渠	2000	25.9	2.4	H P	400	345.50	345.44	1		2025
1630	902912	更埴処理区（流域幹線）	幹終管渠	1998	100.0	2.4	H P	450	346.48	346.25	1		2025
1637	902881	更埴処理区（流域幹線）	幹終管渠	1998	76.0	2.6	H P	450	346.21	346.02	1		2025
1635	4367	更埴処理区（流域幹線）	幹終管渠	1998	126.0	2.6	H P	400	347.06	346.73	1		2025
1631	902941	更埴処理区（流域幹線）	幹終管渠	1998	75.0	2.4	H P	450	346.69	346.51	1		2025

令和7年度 テレビカメラ調査管渠一覧表

資材単価等について

本工事に関わる工事費の積算にあたっては、長野県建設部の「令和7年度実施設計単価表」や「刊行物単価」により設定されている単価により予定価格を算出しています。

「刊行物単価」とは(財)建設物価調査会及び(財)経済調査会が市販している、いわゆる「物価資料」を示します。

また、見積りなどによる調査単価は下記のとおりです。

なお、使用した単価は、予定価格算出上のものであり、特定の製品や民間取引を指定したものではありません。

1. 刊行物単価

なし

2. 調査単価

(円)

千曲市公共下水道事業 下水管路施設点検調査業務

共通仕様書

千曲市建設部上下水道課

第1章 総 則

1. 適用範囲

- (1) この仕様書は、千曲市（以下「当市」という。）が管理する公共下水道排水管路施設（マンホール及びますを含む。）の点検調査業務に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。
- (3) 仕様書、特記仕様書及び図面（以下「設計図面」という。）に疑義が生じた場合は、当市及び請負者との協議により決定する。

2. 成果物の所有等

業務に伴って得られた資料及び成果は当市の所有とする。また、業務の成果等は、当市の承諾なしに公表しないこと。

3. 用語の定義

この仕様書において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 指示とは、当市の発議により監督員が請負者に対し、監督員の掌握事務に関する方針、基準、計画等を示し、実施させることをいう。
- (2) 承諾とは、請負者側の発議により請負者が監督員に報告し、監督員が了解することをいう。
- (3) 協議とは、監督員と請負者が対等の立場で合議することをいう。

4. 法令等の遵守

- (1) 請負者は、清掃工を施行するにあたり、次に掲げる法律及びこれに関連する法令、条例、規則等ならびに当市が他の企業等と締結している協定等を遵守すること。

ア. 労働基本法	(昭和 22 年法律第 49 号) 及び同法関連法規
イ. 労働者災害補償保険法	(昭和 22 年法律第 50 号) 及び同法関連法規
ウ. 消防法	(昭和 23 年法律第 186 号) 及び同法関連法規
エ. 緊急失業対策法	(昭和 24 年法律第 89 号) 及び同法関連法規
オ. 建設業法	(昭和 24 年法律第 100 号) 及び同法関連法規
カ. 建設基準法	(昭和 25 年法律第 201 号) 及び同法関連法規

- キ. 港湾法 (昭和 25 年法律第 218 号) 及び同法関連法規
ク. 毒物及び劇物取締法 (昭和 22 年法律第 50 号) 及び同法関連法規
ケ. 道路法 (昭和 27 年法律第 180 号) 及び同法関連法規
コ. 下水道法 (昭和 33 年法律第 79 号) 及び同法関連法規
サ. 中小企業退職金共済法 (昭和 34 年法律第 160 号) 及び同法関連法規
シ. 道路交通法 (昭和 35 年法律第 105 号) 及び同法関連法規
ス. 河川法 (昭和 39 年法律第 167 号) 及び同法関連法規
セ. 電気事業法 (昭和 39 年法律第 170 号) 及び同法関連法規
ソ. 公害対策基本法 (昭和 42 年法律第 132 号) 及び同法関連法規
タ. 騒音規制法 (昭和 43 年法律第 98 号) 及び同法関連法規
チ. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) 及び同法関連法規
ツ. 水質汚濁防止法 (昭和 45 年法律第 138 号) 及び同法関連法規
テ. 酸素欠乏症等防止規則 (昭和 47 年労働省令第 42 号) 及び同法関連法規
ト. 労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号) 及び同法関連法規
ナ. 振動規制法 (昭和 51 年法律第 64 号) 及び同法関連法規
ニ. 千曲市生活環境保全条例 (昭和 51 年千曲市条例第 23 号) 及び同法関連法規
ヌ. 千曲市環境方針 (平成 13 年 11 月 2 日)

(2) 使用人に対する諸法令等の運用、適用は、請負者の負担と責任のもとで行うこと。

なお、建設業退職金共済組合制度及び建設労災補償共済制度に伴う運用については、請負者の責任において行うこと。

5. 提出書類

- (1) 請負者は、契約締結後すみやかに次の書類を提出し、承諾を受けた上、業務に着手すること。
- ア. 現場代理人及び主任技術者届
 - イ. 工程表
 - ウ. 職務分担表
 - エ. 緊急連絡届
 - オ. 作業計画書
 - カ. 酸素欠乏危険作業主任者届 [酸素欠乏作業主任者技能講習修了証（第 2 種）の写しを添付のこと]
- (2) 提出した書類の内容を変更する必要が生じたときは、ただちに変更届を提出すること。
- (3) 請負者は、着手日からしゅん工日までの期間中「作業日報」を毎日監督

員に提出すること。

- (4) 請負者は、業務が完了したときには、すみやかに次の書類を提出すること。

- ア. 完了届
- イ. 作業記録写真
- ウ. 完了図書 一式
- エ. 契約代金請求書

- (5) 前記各項のほか、監督員が提出するよう指示した書類は、指示した期日までに提出のこと。

6. 官公署への手続き

請負者は、契約締結後すみやかに関係官公署等に作業に必要な道路使用、交通の制限等の届出又は許可申請を行い、その許可等を受けること。

7. 現場体制

請負者は、契約締結後すみやかに次の配置技術者を定めるとともに、所定の業務に従事させること。

- (1) 管理技術者（社員を配置）

技術士上下水道部門（下水道）または下水管路管理技士（総合技士）の資格を有するもの。

- (2) 照査技術者（社員を配置）

技術士上下水道部門（下水道）または下水管路管理技士（総合技士）の資格を有するもの。

- (3) 管路技術者（社員を配置）

技術士上下水道部門（下水道）、下水管路管理技士（総合技士）、下水管路更生管理技士のうち、いずれかの資格を有するもの。

- (4) 管路点検技術者（下請業者の社員でも可とする）

酸素欠乏作業主任者の資格を有し、管路清掃等の実績を有するもの。

8. 下請人の届出

- (1) 請負者は、作業の一部を下請負させる場合で、当市がその下請負人の届出の提出を求めたときは、着手に先立ち「下請負人使用状況届」により、下請負人の名称、下請負の種類、期間、範囲等及び下請負人に対する指導方法等について届け出ること。作業期間中に、下請負人を変更する場合も同様とすること。

- (2) 作業の施行につき、著しく不適当であると認められる下請負人は、交替を命ずることがある。この場合、請負者はただちに必要な措置を講ずること。

9. 地先住民等との協調

- (1) 請負者は、業務を実施するにあたり、地先住民等に作業内容を説明し、理解と協力を得ること。
- (2) 請負者は、地先住民からの要望、もしくは地先住民等と交渉があったときは、遅滞なく監督員に申し出てその指示を受け、誠意を持って対応し、その結果をすみやかに報告すること。
- (3) 請負者は、いかなる理由があっても、地先住民から報酬又は手数料等を受けてはならない。なお、下請負人及び使用人等についても、上記の行為の内容について十分監督指導すること。
- (4) 使用人等が前項の行為を行ったときは、請負者がその責任を負うこと。

10. 損害賠償及び補償

- (1) 請負者は、排水施設に損害を与えたときは、ただちに監督員に報告しその指示を受けるとともに、すみやかに原形に復旧すること。
- (2) 請負者は、作業にあたり万一注意義務を怠ったことにより第三者に損害を与えたときは、その復旧及び賠償の全責任を負うこと。

11. 工程管理

- (1) 請負者は、あらかじめ提出した工程表にしたがい、工程管理を適正に行うこと。
- (2) 予定の作業工程と実績とに差が出た場合は、必要な措置を講じて調査の円滑な進行を図ること。
- (3) 請負者は、毎月末、「出来高報告書」により、作業の進捗状況を監督員に報告すること。
- (4) 作業実施の都合上、履行期間に含んでいない日（祝日又は休日等）に作業を行う必要がある場合は、あらかじめその作業内容、作業時間等について監督員の承諾を得ること。

12. 作業記録写真

請負者は、次の各項にしたがって作業記録写真を撮影し、作業が完了したときは、工種毎に工程順に編集したものを調査記録写真帳に整理し、「完了届」に添付して監督員に提出すること。

- (1) 管渠内から作業前、作業後の状況を同一方向で撮影すること。ただし、管渠内からの撮影が困難な場合は、他の適切な方法で撮影を行うこと。
- (2) 人力又は機械の別による作業状況を、背景を入れて撮影すること。
- (3) 写真には件名、撮影場所、撮影対象及び請負者名を明記した黒板を入れて撮影すること。
- (4) 一枚の写真では作業状況が明らかにならない場合は、貼り合わせること。
- (5) 写真は、原則としてカラー撮影とし、その大きさはサービス判程度とす

ること。

(6) 撮影頻度

撮影頻度は作業工程毎とする。

第2章 安全管理

1. 一般事項

- (1) 請負者は、公衆災害、労働災害及び物件損害等の未然防止につとめ、「労働安全衛生法」、「酸素欠乏症等防止規則」及び「市街地土木工事公衆災害防止対策要綱」等の定めるところにしたがい、その防止に必要な措置を十分に講ずること。
- (2) 作業中は、気象情報に十分注意を払い、豪雨出水、地震等が発生した場合は、ただちに対処できるような対策を講じておくこと。
- (3) 事故防止を図るため、安全管理については、「作業計画書」に明示し、請負者の責任において実施すること。

2. 安全教育

- (1) 請負者は、作業に従事する者に対して定期的に当該作業に関する安全教育を行い、作業者の安全意識の向上を図ること。
- (2) 請負者は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業に関する業務について特別な教育を行うこと。

3. 労働災害防止法

- (1) 現場の作業環境は、常に良好な状態に保ち、機械器具その他の設備は常時点検して、作業に従事する者の安全を図ること。
- (2) マンホール、管渠等に出入りし、又はこれら内部で作業を行う場合は、労働省令で定める酸素欠乏危険作業主任者の指示にしたがい、酸素欠乏空気、有害ガス等の有無を作業開始前と作業中は常時調査し、換気等事故防止に必要な措置を講ずるとともに、呼吸用保護具等を常設すること。なお、酸素及び硫化水素の測定結果は、記録、保存し監督員が指示を求めた場合はその指示にしたがうこと。
- (3) 作業中、酸素欠乏空気や有害ガスが発生した場合は、ただちに必要な措置を講ずるとともに、監督員及びその他関係機関に緊急連絡を行い、その指示により適切な措置を講ずること。
- (4) 資格を必要とする諸機械を取扱う場合は、必ず有資格者をあて、かつ、誘導員を配置すること。

4. 公衆災害防止

- (1) 作業中は、常時作業現場周辺の居住者及び通行人の安全ならびに交通、流水等の円滑な処理につとめ、現場の保安対策を十分講ずること。
- (2) 作業現場には、「下水管路内点検・調査工」と明示した標識を設けるとともに、夜間には十分な照明及び保安灯を施し、通常人及び車両交通等の安全の確保につとめること。

- (3) 作業区域内には、交通整理員を配置し、車両及び歩行者の通行の誘導及び整理を行うこと。
- (4) 作業に伴う交通処理及び保安対策は、この仕様書に定めるところによるほか、関係官公署の指示にしたがい、適切に行うこと。
- (5) 前項の対策に関する具体的な事項については、関係機関と十分協議して定め、協議結果を監督員に提出すること。

5. その他

- (1) 請負者は、作業にあたって、排水施設又はガス管等の付近では、絶対に裸火を使用しないこと。
- (2) 万一事故が発生した時は、緊急連絡体制に従い、ただちに監督員及び関係官公署に報告するとともに、すみやかに必要な措置を講ずること。
- (3) 前項の通報後、請負者は事故の原因、経過及び被害内容を調査の上、その結果を書面によりただちに当市に届け出ること。

第3章 点検工・調査工

1. 一般事項

- (1) 請負者は、「作業計画書」に作業箇所、作業順序等を定め、事前に監督員に報告した上で、作業に着手すること。なお、作業計画書には、後述する点検計画書及び調査計画書を含めること。
- (2) 作業にあたっては管口を傷めないようガイドローラー等を使用するなど必要な保護措置を講じ、排水施設に損傷を与えないよう十分留意すること。
- (3) 作業にあたり仮締切を必要とする場合は、監督員の承諾を得ること。この仮締切は、上流に溢水が起きない構造で、かつ、作業中の安全が確保されるものとする。ただし、上流に溢水が生じる恐れがあるときは、ただちにこれを撤去すること。
- (4) 請負者は、作業にあたり騒音規制法、振動規制法及び千曲市生活環境保護条例等の公害防止関連法令に定める規制基準を遵守するために必要な措置を講ずること。
- (5) 請負者が、監督員の指示に反して作業を続行した場合及び監督員が事故防止上危険と判断した場合は、作業の一時中断を命ずることがある。
- (6) 作業にあたり、道路その他の工作物を搬出土砂等で汚染させないこと。
万一汚染させたときは、作業終了の都度洗浄清掃すること。
- (7) 作業終了後は、すみやかに使用機器、仮設物等を搬出し、作業場所の清掃につとめること。

2. 点検工

(1) 点検計画書

受注者は、点検にあたり、事前に次の事項を記載した点検計画書を提出すること。

ア 点検概要

イ 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）

ウ 点検計画（使用機器、方法、工程等）

エ 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）

オ 判定基準

判定基準は、監督員と事前に確認を行い、作業計画書に明確に示し、厳格に判定すること。

カ その他

監督員の指示する事項

(2) 点検時間、点検範囲等

点検作業の実施にあたっては、道路使用許可条件や地元条件等を厳守して実施すること。

(3) 使用機材

点検に使用する機材は、常に点検し完全な整備をしておくこと。

(4) 管口カメラ点検工

管口カメラによる点検作業は、作業員がマンホールに入らず地上部よりマンホール及び本管の異常の有無を、管口カメラを用いて可視範囲を目視により点検する。

点検項目を別表 1-1 に示す。

3. 調査工

(1) 調査計画書

受注者は、調査にあたり、次の事項を記載した調査計画書を提出し、承諾を受けた上で着手すること。

ア 調査概要

イ 現場組織（職務分担、緊急連絡体制等）

ウ 調査計画（使用機器、方法、工程等）

エ 安全計画（保安対策、道路交通の処理方法、酸素欠乏空気・有毒ガス対策等）

オ 判定基準

判定基準は、監督員と事前に確認を行い、作業計画書に明確に示し、厳格に判定すること。

カ その他

監督員の指示する事項

(2) 調査時間、調査範囲等

調査の実施にあたっては、道路使用許可条件や地元条件等を厳守して実施すること。

(3) 使用機材

調査に使用する機材は、常に点検し完全な整備をしておくこと。

(4) マンホール目視調査工

調査員がマンホールに入り、マンホールの異常の有無を、目視及びスケール測定等により調査する。マンホール蓋については、損傷劣化の程度の確認を行う。

調査項目及び判定基準を別表 2-1、別表 2-2 に示す。

(5) 本管テレビカメラ調査工

テレビカメラを上流マンホールから本管に挿入し、下流マンホールに

向けて移動させ、本管の異常の有無を、地上の調査員が目視及びスケール等により調査するテレビカメラの撮影画像は直視側視式とする。

調査項目及び判定基準を別表 3-1 に示す。

4. 管きよ洗浄工

(1) 作業内容

点検工及び調査工の精度向上を図るため、調査前に高圧洗浄車により管渠内を洗浄すること。

(2) 機械による洗浄工

- ア. 高圧洗浄車の使用にあたっては、高压により管渠を損傷することのないように吐出圧に留意すること。
- イ. 高圧洗浄車で使用する洗浄水は、マニフェストに基づいて処分すること。

5. 報告書作成工

(1) 点検調査報告書のまとめ方については、市と受注者で協議し、決定すること。

(2) 様式はA4判横書きとし、図面は、縮尺、寸法を明記し、製本すること。

(3) 表紙には、業務名、業務期間、発注者名、受注者名を明記すること。また、背表紙についても同様とすること。

(4) 点検調査結果をDVD等に収録する場合は、一般用のDVDに収録し提出すること。なお、提出するDVD及び写真には、件名、地名、管路番号、管径、並びに距離を表示すること。

(5) 報告書記載事項は下記のとおりとする。

ア. 管口カメラ点検工

- ①点検目的
- ②点検概要
- ③位置図
- ④点検箇所図
- ⑤異常箇所概要
- ⑥点検結果集計表（様式 1-1）
- ⑦点検記録表（様式 1-2）
- ⑧異常箇所一覧表（様式 1-3）
- ⑨考察
- ⑩点検記録写真（別途「写真帳」としてとりまとめる）

イ. マンホール目視調査工

- ①調査目的
- ②調査概要
- ③位置図

④調査箇所図

⑤調査結果集計表（様式 2-1、様式 2-4）

⑥調査記録表（様式 2-2、様式 2-5）

⑦異常箇所一覧表（様式 2-3、様式 2-6）

⑧考察

⑨調査記録写真（別途「写真帳」としてとりまとめる）

ウ. 本管テレビカメラ調査工

①調査目的

②調査概要

③位置図

④調査箇所図

⑤調査結果総括表（様式 3-1）

⑥調査結果集計表（様式 3-2）

⑦調査記録表（様式 3-3）

⑧異常箇所一覧表（様式 3-4）

⑨考察

⑩調査記録写真（別途「写真帳」としてとりまとめる）

第4章 その他

1. 作業の完了

作業を完了し、所定の書類が提出された後、当市検査員の検査をもって完了とする。

2. 検査

- (1) 請負者は、中間検査（必要に応じて）及び完了検査に立ち会うこと。
- (2) 請負者は、検査のために必要な書類（日報、写真、完了図書等）を、検査員の指示に従い提出すること。

3. その他

- (1) 作業個所において、排水施設に破損、不当沈下、腐食等の異常を発見した時は、すみやかに監督員に報告すること。
- (2) 設計図書に特に明示していない事項であっても、作業上当然必要なものは、請負者の負担において処理すること。
- (3) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督員に報告し、指示を受けて処理すること。

令和7年度 防災・安全交付金事業

管路施設点検調査業務委託

特記仕様書

令和7年11月千曲市建設部上下水道課

第1章 総 則

1. 適用範囲

- (1) この仕様書は、「令和7年度 防災・安全交付金事業 管路施設点検調査業務委託」に適用する。
- (2) 図面及び特記仕様書に記載された事項は、共通仕様書に優先する。
- (3) 共通仕様書、特記仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）に疑義が生じた場合は、当市及び請負者との協議により決定する。

2. 対象施設

本業務の対象施設は、点検調査対象施設一覧表及び点検調査箇所図に示す下水道管渠施設とする。

3. 業務期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和8年3月20日までとする。

4. 業務の目的

本業務は、千曲市の下水道ストックマネジメント計画における下水道管渠施設の点検調査業務である。点検により施設の異常の有無を確認し、調査により異常の程度を定量的に把握することで、ストックマネジメント計画における施設の修繕・改築計画を策定するための、基礎データの収集と整理を行うことを目的としている。

5. 業務内容変更の措置

本業務を行うにあたり、不足する内容及び新たに点検調査する事項が生じた場合、書面にてその旨を市担当者に提出し協議すること。そのうえで、変更対象の可否を決定するものとする。

6. 作業報告

- (1) 受注者は、作業期間中、週間工程表を前週までに提出し、当該週の作業予定（菅番号等）を報告すること。なお、週間工程表には当該週の作業予定に加え、前週の進捗状況及び次週の作業予定も記載すること。

- (2) 市と受注者は、必要に応じて工程会議を実施すること。日程については、市担当者と受注者で決定する。工程会議を行うにあたり、受注者は市担当者が指示する資料を準備するものとする。

7. 地元調整

受注者にて地元調整を行うものとする。地元回覧文を受注者により作成し、その内容については、市担当者の承諾を得てから、受注者において必要部数を用意し、地元周知を図るものとする。また、作業時に通行止めになる道路に隣接する家屋及び騒音等が影響する家屋については、周知を徹底すること。特に夜間作業となる場合は、事前に市担当者と協議し、必要な指示を得ること。

8. 他事業との調整

本業務に近接して下記の工事が施工されるので、受注者間相互の連絡調整を密にして、その内容を監督員に報告して施工すること。

発注者	工事名	工期等	影響箇所	備考

第2章 業務の内容

1. 点検工及び調査工

(1) 緊急連絡

現場作業時に、施設の機能低下（破損、詰まり等）が確認されたり、道路陥没の危険性がある場合は、直ちに市へ連絡し、その指示に従うこと。また、速やかにそれらの状況が説明できる資料（位置図、写真）を提出すること。

(2) 点検・調査方法の変更

現場条件等により設計図書に記載する方法での点検・調査ができない場合は、他の手法を検討すること。他の手法については、市担当者との協議のうえ決定するものとし、設計変更の対象とする。

2. 清掃工

点検及び調査において、管渠内に堆積物があり、業務に支障が生じる場合は、市担当者へ報告すること。そのうえで、堆積物の除去が必要な場合は、「管きょ洗浄工」の対象外とし、設計変更の対象とする。

3. 安全管理

(1) 道路上での安全対策については、交通誘導警備員を下記のとおり計上している。なお、道路管理者及び所管警察署との打合せ等により内容に変

更が生じる場合は、市担当者と協議のうえ、設計変更の対象とする。

交通誘導警備員 A : 3 人(国道 18 号) 交通誘導警備員 B : 15 人

- (2) 人孔内に入る時は、必ずガス検知器で安全を確認してから入ること。点検及び調査では人孔内に入る作業員を含め 2 名以上で作業にあたること。
- (3) 集中豪雨が発生した際の人孔内作業員の退避行動について、事前に確認し作業計画書に記載すること。

4. 成果品

本業務における成果品の部数等は以下のとおりとする。

報告書製本 1 部 (点検、調査等各項目を 1 冊にまとめ、チューブファイル等での製本とする)

報告書資料 (C D またはD V D) 2 部

第4章 その他

1. 作業の完了

作業を完了し、所定の書類が提出された後、当市検査員の検査をもって完了とする。

2. 検査

- (1) 請負者は、中間検査（必要に応じて）及び完了検査に立ち会うこと。
- (2) 請負者は、検査のために必要な書類（日報、写真、完了図書等）を、検査員の指示に従い提出すること。

3. その他

- (1) 作業箇所において、排水施設に破損、不当沈下、腐食等の異常を発見した時は、すみやかに監督員に報告すること。
- (2) 設計図書に特に明示していない事項であっても、作業上当然必要なものは、請負者の負担において処理すること。
- (3) その他特に定めのない事項については、すみやかに監督員に報告し、指示を受けて処理すること。

委託平面図

